

事業者のみなさまへ

－ 資源・ごみの出し方のご案内 －

お店、事務所、会社など事業活動※に伴って出た
資源・ごみは**自己処理**が原則です。

※ 事業活動とは、営利を目的とするものだけでなく、教育・社会福祉事業、NPO 法人・公共サービスなどの非営利活動も含まれます。

事業系ごみ とは

事業活動に伴って排出されるごみをいいます。
会社で出た生ごみやダンボールはもちろんのこと、社員の方が会社で飲食した後のごみも事業系ごみに含まれます。
家庭から出されるごみは、区市町村に処理責任があるため、税金で処理されています。しかし、事業系ごみは、**事業者自らの責任において適正に処理することが廃棄物処理法で義務付けられているため、法令に従って、自己処理をしなければなりません。**

自己処理 とは

「事業者自らの責任において適正に処理すること」を自己処理といい、品目ごとに、許可のある廃棄物処理業者に委託することも含まれています。

許可業者に委託しましょう



STEP1 事業活動から出るごみが産業廃棄物か事業系一般廃棄物か確認します

事業系ごみは、大きさや量などに関わらず産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。それぞれ出し方や処理ルートが異なりますので、自分の事業から出るごみが産業廃棄物か事業系一般廃棄物かを確認し、処理方法に合わせて適切に分別してください。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち
法令で定められた 20 種類の廃棄物

- 燃え殻 ●汚泥 ●廃油 ●廃酸 ●廃アルカリ
- 廃プラスチック類 ●ゴムくず ●金属くず
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 鋤さい ●がれき類 ●ばいじん など

【事業系一般廃棄物】

産業廃棄物以外の事業系廃棄物

- 生ごみ（残飯、茶殻、調理後の野菜など）
- 紙くず（シュレッダーくずなど）
- 木くず
- 繊維くず など

(例) プリンター



廃プラスチック類、金属くず

産業廃棄物

残飯



生ごみ

事業系一般廃棄物

STEP2 産業廃棄物と事業系一般廃棄物、それぞれ許可を受けた業者と契約します

産業廃棄物

都道府県または政令指定都市の許可を受けた業者と契約します。
①収集運搬の許可業者、②処分の許可業者とそれぞれ契約が必要です。

産業廃棄物の処理料金に上限はなく、ごみの量や性状によって料金が異なります。
詳しくは許可業者にお問い合わせください。

事業系一般廃棄物

練馬区の許可を受けた収集運搬業者と契約します。
一般廃棄物の処理料金は区が定めた上限額を超えてはいけません。

定額料金で契約している場合は、排出量と委託料金を照らし合わせてください。

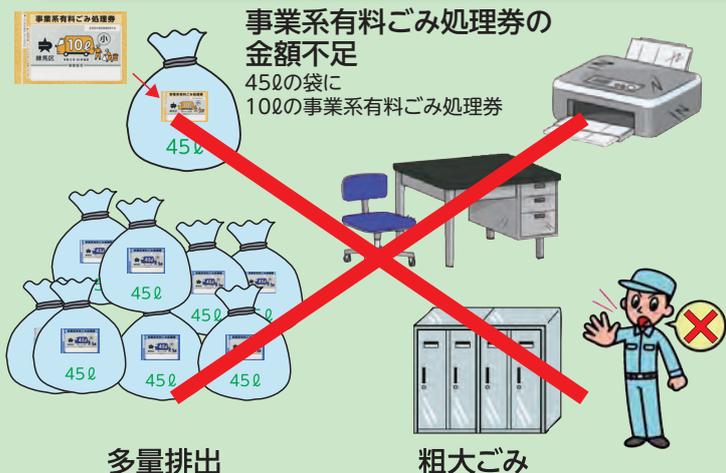


毎日収集してくれるところや収集の時間帯などの相談に応じてくれる業者もいます。
詳しくは許可業者にお問い合わせください。

※蛍光灯の収集については、最後のページに記載の(一)東京都産業資源循環協会にお問い合わせください。

【許可を受けた業者と契約できないなど、自ら処理することが困難な場合】

練馬区の収集に出す



小規模な事業者のうち、ごみの排出量が少なくどうしても許可業者との契約ができないなど、自ら処理することが困難な場合は、**一定量(45ℓ3袋程度)**までを練馬区が有料で収集することができます。

多量のごみを出す場合や、適正に事業系有料ごみ処理券が貼られていないごみは区では収集できません。

また、粗大ごみは家庭から出されたものを対象としていますので、事業活動に伴って出たものは、粗大ごみとして出せません。許可業者に依頼してください。

※ お問合せ先は最後のページにあります。

練馬区の分別ルールに従って分別し、事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。
(資源：古紙・容器包装プラスチック・びん・缶・ペットボトルも有料です。)

【事業系有料ごみ処理券の貼り方】

● 容器の場合

- ① 容器の中のごみ量に見合う事業系有料ごみ処理券を貼ってください。
- ② 事業系有料ごみ処理券は、ごみ容器の中の一番上のごみに貼ってください。
生ごみなどで貼れない場合は、不用な紙などに貼って一番上に乗せてください。



● 袋の場合

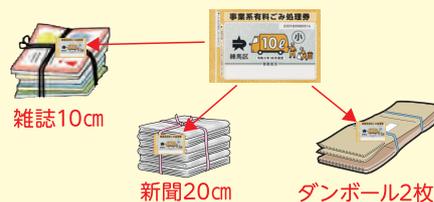
袋の中のごみ量に関わらず、**袋の容量(ℓ)**にあった事業系有料ごみ処理券を確認しやすい場所に貼ってください。



● 古紙の場合

つぎの基準で**10ℓ**の事業系有料ごみ処理券を1枚貼ってください。

- 新聞 A4判程度に折った状態で高さ20cm程度
- 雑誌 高さ10cm程度
- ダンボール みかん箱程度の大きさ(35×55×35cm) 2枚



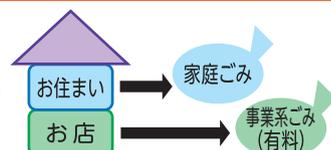
● 飲食用のびん・缶・ペットボトル

それぞれを分別し、透明や半透明のごみ袋に入れ、袋の中の量に関わらず、袋の容量(ℓ)にあった事業系有料ごみ処理券を貼って、回収場所(回収用コンテナ・袋の脇)に出してください。



◇ 家庭とお店から出るごみは分けてください ◇

お店と住まいが一緒の場合は、家庭ごみとお店から出るごみを分けてください。
お店から出るごみには、事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。



《問合せ先》



金属、プラスチックなどの産業廃棄物の処理を委託する場合

産業廃棄物の処理を委託する場合、都道府県または政令指定都市の許可を受けた収集運搬業者および処分業者と契約してください。

- 産業廃棄物処理業者の紹介

(一社) 東京都産業資源循環協会

☎03-5283-5455

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページからも業者を検索できます。

- 産業廃棄物の収集運搬および処分の基準などについて

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

☎03-5388-3586



生ごみや紙くずなどの一般廃棄物の処理を委託する場合

一般廃棄物の処理を委託する場合は練馬区の許可を持った収集運搬業者に委託してください。[練馬区のホームページ](#)からも業者を検索できます。

- 一般廃棄物収集運搬業者の検索

練馬区ホームページ「事業系のごみ処理」



古紙の処理を委託する場合

古紙について、練馬区リサイクル事業協同組合が「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」事業を実施しています。

詳しくは練馬区リサイクル事業協同組合へお問い合わせください。

- 商店街・オフィスリサイクル・ねりま

練馬区リサイクル事業協同組合

☎03-5984-7620

一般廃棄物や区の収集について

- 一般廃棄物処理業者について

清掃リサイクル課 (豊玉北6-12-1)

☎03-5984-1059

- 区の収集について

〒176・179地域

練馬清掃事務所 (豊玉上2-22-15)

☎03-3992-7141

〒177・178地域

石神井清掃事務所 (上石神井3-34-25)

☎03-3928-1353